

社会福祉法人東広島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東広島社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員、評議員及び委員会の委員（以下「役員等」という。）に対する報酬、費用弁償、手当等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 役員等が召集に応じ、又は職務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類、及び額は別表第2のとおりとする。ただし、前条の日額報酬が支給される場合は、費用弁償のうち日当は支給しない。

3 費用弁償の支給方法は、職員の旅費の支給方法の例による。

(手当)

第4条 常務理事には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額及び支給の方法は、協議会給与規程の適用を受ける職員の例による。

(就業に関する事項)

第5条 常務理事の就業に関する事項は、事務局長を兼務する場合に限り、協議会職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第6条 この規程の施行に必要な事項については、評議員会の議決を経て会長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(社会福祉法人東広島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人東広島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程（平成23年10月1日）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

役 職 名	報酬の額	備 考
会長	月額 100,000円	
常務理事	月額 246,000円	
理事（会長・常務理事を除く）	日額 3,000円	
監 事	日額 3,000円	
評議員	日額 3,000円	
表彰審査委員	日額 3,000円	
その他の各種委員	日額 8,000円以内	大学教授・医師・弁護士・研究所長等
	日額 3,000円	上記以外

備考

- 役員等（会長・常務理事を除く。）の日額報酬は、招集に応じ機関会議等に参画した場合に支給する。
- 各種委員の報酬の額は、職務の内容等を勘案し限度額の範囲内で会長が定める。

別表第2（第3条関係）

鉄道賃	船 賃	航空賃	車賃（1kmにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
旅客運賃 急行料金 特別車両料金 座席指定料金	旅客運賃 寝台料金 座席指定料金	実費	37円	1,300円	13,100円	2,600円

備考

- 鉄道賃（特別車両料金を除く。）、船賃、航空賃、車賃及び日当の額の算出方法については、協議会職員の旅費に関する規程の定めるところによる。
- 鉄道賃の項中旅客運賃は、その等級に2階級の区分がある場合には、1等の旅客運賃とする。
- 鉄道賃の項中急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。
 - 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道100キロメートル以上のもの又は公務上の必要により新幹線を利用する旅行
 - 普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上のもの
- 鉄道賃の項中特別車両料金は、旅客運賃に等級を設けない線路で、特別車両料金を徴する客車を運行するものにより、2以上の都道府県の区域にわたる旅行をする場合に限り支給する。
- 鉄道賃の項中座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
- 船賃の項中旅客運賃は、その等級に3階級又は2階級の区分がある場合には、上級の旅客運賃とする。